

警報等の発表時における安全確保について

(令和6年4月版)

四日市市教育委員会

四日市市立羽津中学校

警報等発表時における学校の対応は、下記を基準とします。各学校における対応についてはこの基準を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先として、それぞれの実情に応じたものとします。

その際、各学校で、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道や市災害対策本部（危機管理室）等から出される情報を収集するとともに、校区及びその周辺の状況、通学路の安全について点検し、近隣の学校等の状況も把握しながら対応を決定します。

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時刻	対応	時刻	対応
7:00 まで	自宅待機	7:00 まで	通常通り登校
登校後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる	大雪警報：積雪の状況を判断し必要な措置をとる	
		7:00 を経過	臨時休校

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、

震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対応
登校前	<p>臨時休校</p> <p>津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる）</p> <p>○ 登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。</p> <p><u>（ただちに命を守る行動をとる）</u></p> <p>（具体的には）・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ</p> <p>・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外）</p>
登校後	<p>学校待機</p> <p>○ 児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる）（★）</p> <p>* 保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。</p>

（★）【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

○ただちに身の安全の確保に努め、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護します。その後、市災害対策本部等公的機関の指示に従います。

【津波(大津波)警報の場合】

- ① 児童生徒の下校については、保護者の出迎えのあるまで学校待機をとり保護することを原則とします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに、教育委員会と相談し、その安全性に十分な配慮をします。
- ② 津波浸水区域にある学校は、警報が解除されるまでは引き渡しを行わず、引き取りに来た保護者も一緒に避難をします。下校させる際は、市災害対策本部の情報をもとに教育委員会と相談し、安全性に十分な配慮をします。

【令和2年10月1日通知】「大雨警報」発令時における部活動での安全確保について

- 1 週休日及び休日 午前7時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、部活動は原則中止とする。
- 2 朝練習 午前6時の時点で「大雨警報」が発表されている場合、朝練習は中止とする。

《参考》気象庁 特別警報

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/index.html>